

総合評価書

1. 評価対象施策

青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）

2. 担当部局

政策統括官（政策調整担当）付参事官（青少年環境整備担当）

3. 政策評価時期

令和3年8月

4. 評価対象期間

平成30年度～令和2年度

5. 施策の概要

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び同法に基づき策定される基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等は連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

6. 施策の目的

青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づき、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を着実に推進し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図る。

7. 関連予算額・執行額（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	33	41	37	38	43
執行額	28	37	46	41	—

8. 施策の実施状況

ア 青少年のインターネット利用環境実態調査

青少年（10歳～17歳）及びその保護者5,000組、低年齢の子供（0歳～9歳）をもつ保護者3,000人を対象に、「青少年のインターネット利用環境実態調査」を毎年度実施し、インターネットを利用する機器、利用内容、利用時間等について集計・分析を行っている。調査結果は政府統計として公表しており、内閣府に限らず、関係省庁及び地方自治体における政策立案並びに民間事業者等の自主的取組において、信頼性の高いデータとして活用されている。

イ 青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム

地方の実情に応じ、地方の行政機関、インターネット関係事業者、関係団体等による青少年のインターネット利用環境整備に向けた連携体制構築のためのフォーラムを実施。開催実績は以下のとおり。

平成30年度：神奈川県、群馬県、香川県

令和元年度：長野県、愛媛県、長崎県

令和2年度：滋賀県、福岡県、和歌山県

ウ 春のあんしんネット・新学期一斉行動

多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係省庁、地方自治体、関係団体等と連携、協力して、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組を集中的に展開。

エ 普及啓発リーフレット

関係省庁連名による保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、毎年度、青少年のインターネット利用環境の変化等に伴って内容を見直し、内閣府ホームページで公開している。

オ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況、青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな重要課題等について検討。

【開催状況】平成30年度：2回、令和元年度：4回、令和2年度：5回

9. 政策効果の把握

(1) 必要性

青少年の生活にインターネットは不可欠となっている一方、インターネット上には、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫し、児童買春や児童ポルノを始めとする SNS に起因する事犯の被害児童数も増加傾向にあるなど青少年のインターネット利用に係る様々な問題が社会問題化しており、引き続きこれらの問題に対応する必要がある。

(2) 効率性

内閣府独自の取組と併せて、関係省庁と連携して啓発に取り組むことにより、施策の効果を高めるよう努めている。

(3) 有効性

平成 30 年度以降、フィルタリング認知率^{*}が上昇しているが、青少年インターネット環境整備法及び基本計画を踏まえた各種取組によるものと考えられる。

※青少年のインターネット利用環境実態調査における「知っていた」の割合

青少年(10歳～17歳)の保護者:平成30年度 56.2% 令和元年度 60.2% 令和2年度 62.3%
低年齢層(0歳～9歳)の保護者:平成30年度 38.1% 令和元年度 42.0% 令和2年度 43.3%

10. 政策評価の結果

「第4次基本計画(平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定)」では、取組の方向性の柱として、①法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進、②子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援、③SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進の3つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。

官民が連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等の広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域においてインターネットの安全利用に係る教室や啓発講座が開催され、さらに、携帯電話事業者等による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至っている。

内閣府においても、第4次基本計画に基づき、8. 施策の実施状況のとおり、取組を進め、9. 政策効果の把握のとおり効果を上げてきた。

このような取組の結果を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備について、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、青少年インターネット環境整備基本計画(第5次)(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)を策定した。

第5次基本計画における特に留意すべき取組の観点は、次の3点である。

- ① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ③ ペアレンタルコントロールによる対応の推進

11. 学識経験を有する者の知見の活用

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催し、施策の進捗状況の報告及び検討を行った。

【開催状況】平成30年度：2回、令和元年度：4回、令和2年度：5回

12. 評価を行う過程において使用した資料その他の情報

(1) 根拠とした統計・データ等

青少年のインターネット利用環境実態調査

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa.html

(2) 学識経験を有する者の知見の活用に関する情報

- ・青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/guideline.html

- ・平成30年度フォローアップ結果

（令和元年5月 第41回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表）

- ・令和元年度フォローアップ結果

（令和2年4月 第45回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表）

- ・青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（令和2年12月1日）

- ・令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa.html

- ・令和2年度フォローアップ結果

（令和3年4月 第50回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会にて報告・公表）

- ・青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（令和3年4月28日決定）